委員長報告

[目 次]

常任委員会67 企 画 財 政 総務県民生活68 環境農69 林 福祉保健医療 産業労働企業71 県土都市整備72 文73 教 警察危機管理防災 特別委員会75 5 か 年 計 画 自然再生・循環社会対策75 地方創生・行財政改革76 公社事業対策77 少子・高齢福祉社会対策 経済・雇用対策78 危機管理·大規模災害対策79 人材育成・文化・スポーツ振興79 新型コロナウイルス感染症対策

企 画 財 政 委員長報告



委員長細田 善則

〈急施議案〉

頁

企画財政委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第121号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「補正予算の財源の一部に繰越金が充当されているが、国からの交付金で全部を賄えなかったのか」との質疑に対し、「財源の枠組みとしては、協力金の1パーセント分に地方単独事業分を活用できるが、残額がないため一時的に繰越金を活用している。県として一般財源はなるべく活用しない方向で考えているため、地方単独事業分と事業者支援分について国へ増額の要望をしている」との答弁がありました。

また、「8月27日の臨時会で9月12日分までの第14期分の協力金に関する補正予算を議決したが、その後、緊急事態宣言が延長された。延長分の協力金は既定予算で対応できるということだったが、今回の補正予算が、第14期分の協力金に使われるということはないか」との質疑に対し、「これまでの分は既定予算で足りているため今回の補正予算を、第14期分に遡って使うことはない」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



副委員長 千 葉 達 也

企画財政委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第107号議案 の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今後、コロナ禍収束のための予算から経済復興 策への予算へと軸足をシフトしていかなければなら ないと考えるが、現時点での活用可能な財源だけで 機動的に対応することができるのか」との質疑に対 し、「県で活用できる財源としては、地方創生臨時 交付金の事業者支援分が約11億円、決算確定に伴う 繰越金が約106億円、新型コロナウイルス感染症対 策推進基金が約9億円、財源調整のための3基金が 約137億円となっている。当面はこれらの財源を活 用して経済回復に向けた対策を講じる必要があると 考える。また、国が補正予算を編成すれば、それに 伴う財源を活用していきたい」との答弁がありまし た。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「DXとペーパーレスの進捗状況について」質問が行われました。

その中で、「DXの推進はペーパーレスをスタートとして取り組んでいるとのことだが、ペーパーレスを進めること自体が目的になってはならない。DXを推進するには、一番の目的がどこにあるかを掲げることが重要である。分かりやすい考え方を一つのビジョンとして明確にし、県民との共通認識として進めるべきと考えるがどうか」との質問に対し、「DXを推進する上で、ペーパーレスでデジタル化が図られたことで満足してはいけない。デジタル改革のその先に何があり、何のために今改革しているのか、全庁一丸となって意識が共有できるようしっ

かり取り組んでいく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「『地域公共交通』の取組状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



副委員長 関 根 信 明

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第108号議案について、「自転車競技開催業 務委託の債務負担行為の期間を5年間に設定した理 由は何か。また、コロナ禍による収益への影響はど うか」との質疑に対し、「当該委託契約では、受託 事業者が投票端末や映像関係機器などの投資を行う ことを期待しているが、減価償却期間は5年が多く、 それより短い期間では投資を回収できないリスクか ら、受託事業者が投資を控える可能性がある。投資 を行う場合でも、このリスクを見込んだものとなり、 収益率に関する県への提案について、良い条件提示 が期待できないと予想されることが理由である。ま た、令和2年度の収益については、一部レースの中 止による売上減少により、第3期包括委託期間の中 では最も低くなっている。ただし、インターネット による販売が好調であり、期間全体の売上げはコロ ナ禍でも伸びている」との答弁がありました。

次に、第111号議案について、「落札率が73%と低いが、最低制限価格等の引上げを今後考えていくのか。また、工事の質をどう確保するのか」との質疑に対し、「本件の各応札者の入札額は失格基準価格付近に集中していることから、参加者の高い受注意欲を表した結果だと考えている。最低制限価格等の更なる引上げについては、県発注工事における落札

率や低入札の発生率の状況を注視するとともに、国の動向を踏まえ適切に対応していく。また、今回のような低入札では、品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを防止し、適正な履行の確保を図るため調査をしている。入札金額の決定理由や下請予定の状況など各事項が適切に行われていることを確認し、工事の品質は確保できると判断した。施工に先立ち、施工計画書を十分確認するとともに、発注者として現場監督を適切に行っていきたい」との答弁がありました。

また、「工事に用いる大量の火薬類の保管や取扱いについてどのような注意を払うのか。他県では豪雨で火薬保管庫が流されたという話もあり、万が一に備え地元自治体にも事前に知らせておく必要があると思うがどうか」との質疑に対し、「工事現場内には火薬類の保管庫を設け、管理に当たっては土砂災害等の危険性も考慮し、安全管理を請負業者に徹底させるよう努める。地元自治体にも適切に情報提供していきたい」との答弁がありました。

このほか、第123号議案についても活発な論議がなされ、第122号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第123号議案に反対の立場から、「新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが定かではなく、第6波が懸念され今後の課題も山積みの中、県民の命を守るために長時間労働で奮闘している職員の給与を削減するべきではない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第123号議案については多数をもって、第108号議案、第111号議案及び第122号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

このほか、当面する行政課題として、県民生活部から「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」並びに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

環境農林委員会における審査経過の概要について、 御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「小川町メガソーラー予定地の現状と今後の対応について」、「米価下落に対する県の対策について」及び「種苗法改正による県内農家への影響について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上 げます。

まず、「環境アセスメントの過程において経済産業省が知事の意見を受け事業者に対して行う勧告には、事業を中止させる効力はないと認識している。事業の開始に必要となる林地開発は許可されるのか」との質問に対し、「林地開発について、計画区域内で事業を進めるのに必要な赤道の利用ができなければ事業を進めることができなくなる。そのため、一般的に小川町の赤道の利用についての同意が得られなければ、基本的に林地開発の許可はできないと考えている」との答弁がありました。

次に、「本県は、外食産業などと連携した取組が弱く、県民でさえ本県の『彩のかがやき』や『彩のきずな』などのブランド米を認知していない現状である。需要拡大に向け、ブランド米のPRをどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「『彩のきずな』については、ブランド名を前面に出し、県産米の取扱いがなかった量販店で増量キャンペーンを実施している。さらに、『彩のきずな』のPR動画やPRソングを作成し、量販店等の売り場で活用していただけるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「登録品種の自家増殖に係る対応方針の決定に当たっては、他の自治体を参考に、特別な場合を除き許諾手続や許諾料を不要にできないか」との質問に対し、「他の自治体の方針や国のガイドライ

ンも参考にした上で、農業者や農業者団体などの意 向を踏まえ、農業者の営農の支障とならないよう配 慮し、現状から大きな変更がないよう対応してい く」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から「環境科学国際センターの取組について」、農林部から「農作物の病害虫防除対策について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 渡 辺 大

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第107号議案について、「自宅療養中にサポートが受けられず亡くなられる方が相次ぐ中で、健康観察業務の委託先への新規の依頼を打切り、新たに2者と契約を行ったとのことであるが、どのような状況であったのか。県には委託者としての責任があるのではないか」との質疑に対し、「県と受託者の間で、患者の想定人数の認識が違い、このような事態を招いた。県は委託者として、受託者が契約書に基づき業務を確実に遂行できているか監督する責任がある。受託者から具体的な実績など報告がなされなかったこともあるが、結果として業務の実態を把握できなかったことについては、県として監督責任があると考えている」との答弁がありました。

また、「今回、新たに契約した2者を選定したのは、どのような理由からか」との質疑に対し、「今回の委託先は旅行会社であるが、宿泊・自宅療養者支援センターは電話で対応する業務が多く、コールセンター業務を行っている旅行会社と親和性があると考えた。また、旅行会社の主催するツアーには看

護師が同行することも多く、看護師確保のノウハウ もあり、他の自治体での実績もあった。加えて、前 回の反省を踏まえ、1者ではなく複数の業者と契約 した」との答弁がありました。

次に、第112号議案について、「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、これまで備蓄薬は一度も使用されたことがなく、ただ廃棄されている。随時見直しを行い、適正な配置基準にするように国に提言するべきではないか」との質疑に対し、「使用期限切れの備蓄薬への対応は、全都道府県の課題となっているが、国が備蓄方針を定めており、県独自では対応できない。以前から有効利用するよう国に要望しているが、今後も備蓄薬の有効利用及び財政負担軽減のための効率的な制度を確立するよう国に働き掛けていく」との答弁がありました。

また、「備蓄薬には、後発品を使えないのか」との質疑に対し、「備蓄薬については、国は積極的に 後発品の利用促進を呼び掛けていないが、使用期限 の延長や他県の状況等を踏まえ検討していきたい」 との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案2件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

このほか、当面する行政課題として、保健医療部から「福祉3医療の県内現物給付化について」、福祉部から「ケアラー・ヤングケアラー支援に関する取組について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 永 瀬 秀 樹

〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第121号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今回の感染防止対策協力金は、彩の国 『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラスの認証を 受けていない飲食店にも支給することとなる。これ まで、一所懸命、感染防止対策に取り組んできた飲 食店や、認証を受けた飲食店の積極的な活用を呼び 掛けられた県民の理解が得られないのではないか」 との質疑に対し、「非認証店が、協力金の支給を受 けるには、緊急事態宣言下と同様に、営業時間を午 後8時まで短縮しなければならない。加えて、酒類 の提供を自粛しなければならないという厳しい条件 になっているので、認証店や県民の理解は得られる ものと考えている」との答弁がありました。

また、「緊急事態宣言が解除され、10月1日から 新しいフェーズに移行する中で、県民が前向きな視 点を持てることが重要である。埼玉県独自の具体策 を進めていくことはできないのか」との質疑に対し、 「例えば、ワクチン接種証明を活用した経済活性化 策について、現在、国が技術実証を進めている。県 としてもその参加を表明するなど、今後、前向きに 取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

副委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第107号議案について、「DX推進支援ネットワークを構築し、デジタル導入企業を支援するとのことだが、県におけるDXの将来像及び県内企業のデジタル実装の目標をどのように考えているのか」との質疑に対し、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画の中では、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県という将来像を描いている。県内企業に対しては、経営者の意識改革、各種手続の電子化及びDXを担う人材育成等に目標を定めていく」との答弁がありました。

また、「事業再構築支援センターの設置により中 小企業等を支援し、企業が国庫補助事業に採択され やすくするとのことだが、事業の再構築を目指すの はどのような企業が多いのか。これまで、国庫補助 事業の採択は2回行われているが、第1回目の埼玉 県の採択率は45.8%である。採択率が低いことに対 し、具体的にどのようなことが原因と考えるか。さ らに、この事業で目標とする採択数はあるか」との 質疑に対し、「再構築を図る企業は、飲食・宿泊・ サービス業、次いで、製造業、卸売業、小売業が多 いと考えている。国庫補助事業の採択率が低いこと については、主に企業の事業再構築の目的が明確に なっていないことや、裏付けに基づいた実現性のあ る事業計画書の作成が必要であること等が挙げられ る。国庫補助金の採択数の目標について、県内企業 は、採択のポテンシャルが高いと思われるので、現 在の採択数の全国順位よりも良くなるように、企業 を支援していきたい」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第109号議案について、「2地区の産業団地の地盤対策工事を増額するとのことだが、そのような事態となった原因について伺う。また、今後、同じ事態にならないために、どのように対応していくのか」との質疑に対し、「既存の地質調査結果などを参考に、開発区域内の地質状況を想定し、最小限の調査を行うことで予算を算出した。しかし、詳細な設計を行うために追加の調査を行ったところ、地質の状況が想定と異なっていたため、追加の地盤対策が必要であることが判明した。今後、新たに事業化する産業団地については、市町村からの情報収集も適切に行いながら、事前に十分な調査を実施し、予算の精度を高めていきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、 原案のとおり可決すべきものと決した次第でありま す。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告



副委員長 萩 原 一 寿

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に ついて申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第107号議案について、「繰越明許費をこの時期に設定する理由は何か」との質疑に対し、「関係機関との協議や支障物件の移設等による地権者や地元住民との調整に時間を要し、今年度内での完了が困難になったことが大きな要因である。このように遅れが生じた事業に関して、適正な工期を確保するため、早期に繰越明許費を設定することが望ましいと考えている」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第110号議案について、「今回の開発許可等の基準に関する条例の改正では、浸水等のリスクがある地域だけでなく、地盤について災害リスクがある土地も市街化調整区域の開発許可等ができる地域から外れることになるため、市町村によっては、予定していた施策の展開が困難になる地域もあるのではないかと危惧している。そうした場合には何らかの例外規定はあるのか」との質疑に対し、「今回の改正と併せて国から二つの例外が示された。一つは、社会経済活動の継続が困難になるなど地域の実情に照らしやむを得ないと開発許可権者が判断した場合である。もう一つは、個別の開発許可について、安全上及び避難上の対策が講じられたものについて開発審査会の議を経た場合である」との答弁がありました。

このほか、第117号議案についても活発な論議が なされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託 されました議案3件について採決いたしましたとこ ろ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「インクルーシブ 公園の整備について」質問が行われました。

その中で、「県内外の他の自治体ではインクルーシブ公園の整備の検討を始めていると聞いている。 県ではインクルーシブ遊具の設置をどのように考えているのか。また、進捗状況はどうか」との質問に対し、「今後の整備としては、既存の遊具の老朽化に伴う更新時期がインクルーシブ遊具の設置を行う機会だと考えている。また、整備の進捗状況は、東京都の砧公園などインクルーシブの考えを取り入れた公園の現地調査や、インクルーシブ遊具を販売しているメーカーと意見交換を行い、最新の遊具の情報や設置事例などの把握に努めている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「埼玉県住生活基本計画ほか2計画の見直しについて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告



副委員長 山 口 京 子

文教委員会における審査経過の概要について、御 報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第113号ないし第116号議案について、「これらの設備の導入で、どのような教育的効果が期待できるのか。また、設備を活用した実習で技能検定などにも挑戦する環境をつくり、実績を発信する工夫をしていくべきではないか」との質疑に対し、「基礎基本の習得に加えて、授業で最先端の技術を学び、現在のデジタル産業を意識した資質の向上が見込めると考えている。また、新設備を活用したコンテスト等も視野に入れ、工業高校単独ではなく、チーム県立学校として切磋琢磨し、スキルを上げる施策を考えていく」との答弁がありました。

また、「これらの設備導入によって地域の産業人材を支えていく必要があると考えるが、県内工業高校の生徒における県内企業への就職状況はどうか」との質疑に対し、「令和3年3月に就職した生徒1,471人中951人が県内企業に就職している」との答弁がありました。

次に、第124号議案について、「学校職員等の期末 手当の0.15月分を削減するとのことだが、影響額の 見込みはどうか」との質疑に対し、「全体として、 約23億円の減額を見込んでいる」との答弁がありま した。

続いて、討論に入りましたところ、第124号議案 に反対の立場から「新型コロナウイルス感染拡大に より経済状況が悪化する中で政府が行った自粛要請 と不十分な補償によって引き下げられた民間労働者 の賃金に合わせて、公務労働者の期末手当を引き下 げるものであり、厳しい人員体制の下、学校現場で 気を遣い、懸命に子供たちの感染を防ぐために奮闘 している職員の実態から、かけ離れたものである」 との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、第124号議案については、多数をもって、第113号議案ないし第116号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「いじめ問題の対応について」及び「さいたま地方裁判所の判決における教育現場の勤務環境の改善について」質問が行われました。

その中で、「東京都町田市で起きたいじめ事件では、学校から与えられたタブレット端末に付随している機能がいじめに利用されていた。本県でもネットいじめを防ぐ体制を強化していくべきと考えるが、県はどのように対応するのか」との質問に対し、「情報通信端末を通じたネットいじめは、本県でも起こりうる事例と考えており、県立学校を対象として、民間専門業者に委託し、問題のある書き込みを監視するネットパトロールを行っている。また、ネット利用に関しては、学校で子供自身が情報端末のルール作りを考える取組を行えるよう促している。さらに、ネットトラブル注意報というチラシを各市町村教育委員会や学校に配布し、家庭への啓発を促している。こうした取組を充実させて、ネットいじめを防ぐ取組を強化していく」との答弁がありました

また、「いじめに対応するなど問題を解決するよりも、隠蔽をしてでも問題を起こさなかったことが高い評価を受ける風潮では、いつまでも隠蔽体質は変わらないと考えるが、どのように改善に向けて対応していくのか。また、初期対応が大きく遅れたり、隠蔽が後に発覚した場合、管理職にどのように対処するのか」との質問に対し、「いじめが発生した場合、管理職はいじめの認知を早期に行い、その解消に向けたリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職を対象とした会議の場で引き続き周知徹底を図っていく。また、いじめなどの対応で、不適切な事案があれば、教育委員会として、しっかり指導していく」との答弁がありました。

次に、「裁判長の判決理由の中の『教育現場の勤務環境の改善が図られることを望む』を踏まえて、県としてどう対応するのか」との質問に対し、「令和元年9月策定の『学校における働き方改革基本方針』に基づき、業務量の削減、教職員の負担軽減に取り組んでいる。また、本年6月に小・中学校で実施した勤務実態調査結果について、研究者を交えた分析を行ったところ、勤務時間の削減に効果がある取組が確認できたため、実効性のある取組を市町村教育委員会や小・中学校の管理職に示して働き掛けていく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



委員長 内 沼 博 史

〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第121号議案のうち危機管理防災部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「10月1日以降、段階的緩和措置が実施されるが、どのくらいの期間の状況をみて、酒類提供や営業時間の短縮等の制限を緩和するのか」との質疑に対し、「国が定める基本的対処方針では、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージII相当以下に下がるまで続けることを基本としており、その措置期間は1か月を目途として定めることとされている」との答弁がありました。

また、「感染状況によっては、実施期間の変更もあるのか」との質疑に対し、「感染状況によっては、専門家の意見を聞いた上で、10月24日より前に解除となる可能性もある」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について 採決いたしましたところ、総員をもって、原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



副委員長 権 守 幸 男

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査 として、「高齢者の交通事故抑止に関する取組状況 について」、「10月7日に発生した地震の被害状況に ついて」及び「コロナ禍における防災訓練につい て」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上 げます。

まず、「高齢者の交通事故防止のため免許更新時に高齢者講習等の受講を義務付けているが、当初予約電話がつながりにくかったと聞いている。この状況は改善されているのか」との質問に対し、「従来は高齢者本人が電話で予約する仕組みであったが、令和2年度から、県公安委員会が講習等の日時や場所を指定し、変更を希望する方のみが手続を行う『高齢者講習等予約一元化システム』を導入した。これにより、高齢者の負担を大幅に減少させることができたと考えている。また、今後の高齢運転者の大幅な増加に対応するため、令和6年度には新たな高齢者講習施設を開設し、受入枠を段階的に増加させ、最大で年間約57,000人を受け入れる計画である」との答弁がありました。

次に、「コロナ禍における防災訓練について、今後どのように考えていくのか。また、コロナ禍の避難所運営について、収容定員の制限やそれにより不足する避難所の確保について、県有施設の活用も含め、県が指針を示す必要があるのではないか」との質問に対し、「新型コロナウイルスの感染拡大期においては、大人数を1か所に集めて行う大規模な訓練の実施は難しい。しかし、コロナ禍で災害が発生

した場合には、感染防止にも対応する必要がある。 それにはデジタル技術を活用しリモートで訓練を行 うなどの工夫をしながら、できる限り防災訓練を実 施していくことが必要であると考えている。また、 県では、昨年5月にコロナ禍における避難所運営の ガイドラインを策定し、市町村に周知した。県有施 設についても、避難所として活用が進むよう各部局 に依頼している。さらに、最近ではホテル等を避難 所として活用する取組が進められており、県はホテ ル旅館生活衛生同業組合と協定を締結し、市町村の 避難所確保の支援に取り組んでいる」との答弁があ りました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「サイバー犯罪の現状と対策について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

5 か年計画 特別委員長報告



委員長 齊 藤 正 明

5か年計画特別委員会における審査経過の概要に ついて、御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、「新たな5か年計画の策定等に関する件」であり、その後、第118号議案が付託されました。今回は、第118号議案のうち、埼玉県5か年計画案の総論等について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『時代の潮流』においては客観的事実を示すべきであるが、課題や施策の必要性にまで言及しており、政策誘導と感じるが、現状を理解するための記述とするべきではないか」との質疑に対し、「中長期の展望を示した上で、目指すべき将来像を明確にすることが重要であり、その将来像をより的確に示していくためには、客観的事実や統計の分析を踏まえ、今後の社会の傾向や課題なども示すこと

が必要であると考えている」との答弁がありました。 次に、「『埼玉県の目指すべき将来像』について、 三つの将来像が記載されているが、この将来像はど の時点におけるものを示しているのか」との質疑に 対し、「日本の高齢者人口がピークになる2040年も 見据えているが、SDGsの達成年限である2030年 頃を見据えた将来像を示している」との答弁がありました。

次に、「『時代の潮流』のうち『新たな社会への進展』はデジタル関係の記述が中心となっており、LGBTQといった多様性や寛容性に触れられていないが、目指すべき将来像の『誰もが輝く社会』にはLGBTQの理解増進に取り組むと記述されている。『新たな社会への進展』にLGBTQといった多様性について記述するべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「『時代の潮流』では大きな柱として6項目を設定しており、LGBTQといった多様性等については直接記述していないが、そうしたものが背景となり、課題となって表れてくると考えている」との答弁がありました。

以上のような質疑が終了したところで、委員長の私から、本議案は広く県政全般に係る計画であるため、会期中の限られた期間で結論を出すのは困難であり、十分な審議時間を確保できる状況の中で、より慎重に審査することが必要である。そのため、本議案については、閉会中の継続審査として、慎重に審査したい旨発議したところ、総員をもって了承された次第であります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、 第118号議案につきましては、今後とも引き続き審 査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項 として御決定くださいますようお願い申し上げまし て、本委員会の報告を終わります。

自然再生·循環社会対策 特別委員長報告



副委員長 藤井 健志

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査

経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、 廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合 的対策」でありますが、今回は、「農林業・農山村 の循環型社会への貢献について」審査を行いました。 審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を

受け、その後、質疑を行いました。 以下、主な論議について申し上げます。

について、森林の伐採や土砂災害への影響など、 様々な課題が発生している。循環型社会の形成にお いては、森林を守っていく観点も重要だが、国への

まず、「太陽光パネルが山間部に設置されること

要望等も含めて今後の取組の方向性をどのように考えているか」との質問に対し、「設置箇所における残すべき森林の割合に係る基準を設けるなど、太陽光パネルが適切に設置されるよう取り組んでいる。さらに、庁内に設置した副知事をトップとする太陽光発電を含めた山林の盛り土や開発等について検討

する場において、現状を十分に把握し、国への要望

も含めて検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「農山村の循環型社会への貢献を実現していくためには、第一次産業に従事している方々を守っていくことが必要である。様々な施策を生産者の利益につながるように検討し、実施していく必要があると考えるが、どうか」との質問に対し、「農山村における循環型社会の形成に向けた施策は、農林業が適切に営まれるよう振興を図っていくことが大前提である。担い手の育成や生産の振興など、実効性の高い施策をしっかりと検討し、実施していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

地方創生·行財政改革 特別委員長報告



副委員長 飯 塚 俊 彦

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経 過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」でありますが、今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「臨時財政対策債と減収補塡債を除く県債残高は一貫して減少しているとのことだが、県の発展を見据え、必要な未来への投資は行っていくべきではないか」との質問に対し、「今年度は国の補正予算を活用して13か月予算ベースで前年度比19.5%増を確保している。公共事業費は平成29年度から4年連続で伸ばし、投資的経費全体でも平成30年度から4年連続で伸ばしている。将来的な負担には配慮しつつ、国庫補助金や交付税措置のある有利な県債を活用し、本県の発展につながる未来への投資はしっかりと行い、県内の経済活性化に努めていきたい」との答弁がありました。

また、「地方税の確保については楽観視できる状況にない。企業業績の回復基調に油断することなく、税収確保策に取り組むべきと思うがどうか」との質問に対し、「法人二税関係では高額な滞納事案が発生することもあるため、課税段階から納期内納税を強く勧め、滞納事案には早期処分等に取り組む。併せて、令和2年度の決算状況や直近の収入状況等を踏まえ、今後の目標を再設定し、各県税事務所と一体となり戦略的な税収確保に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォー

ム分科会に設けている部会について、全市町村の参加が必要とのことだが、参加するメリットをしっかり提示できなければ、人員が不足している市町村は参加に踏み切れないと思うがどうか」との質問に対し、「市町村で行っている事業にSDGsを絡めていくことで発信力が高まると考えている。加えて、市町村が参加しやすくなるよう、今後、市町村と対話しながら対処方針を検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告



副委員長 浅 井 明

公社事業対策特別委員会における審査経過の概要 について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の 審査対象公社として、「株式会社さいたまアリーナ」、 「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県 住宅供給公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳 細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、株式会社さいたまアリーナについて、「コロナ禍によって落ち込んだ稼働率及び収入を早期に回復するために、どのような経営戦略を立てているのか。また、さいたま新都心の価値向上とにぎわいを創出するために、今後どのようにエリアマネジメントしていくのか」との質問に対し、「今までは収

入の7割から8割が貸館収入であったが、貸館以外の収入の柱を強化するために、昨年度組織を改編し、新たに事業部を立ち上げて自主事業の拡大に力を入れている。また、まちづくりを推進するために、本年3月に周辺企業などとエリアマネジメント法人を設立し、共同イベント等の取組を行っていく予定である。将来的には、都市再生推進法人の指定を受け、さいたま新都心駅前の大型ビジョンや駅前のスペース等の公共空間を管理・活用して、販売活動やPR活動などの収益事業も行えるように取組を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「プールスタッフの救命資格の取得とあるが、プール以外の公園での取得に向けてどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「プール以外の公園でも、いざというときの救命救急の対応は必要なことであり、指定管理者としてもそのような人材がいることは強みになると考えている。協会では、救命救急の資格、若しくはそれに相当する資格や経験を職員が得られるようにジョブローテーションを組み、早い段階でプールでの経験を積めるようにしている。また、最新の講習経験のある職員が協会内で知識や経験を共有するための取組も行っている」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「高齢化社会に対応するために、どのような県営住宅を整備していくのか」との質問に対し、「高齢者同士が互いに見守れるような環境づくりを進めるため、高齢者が交流できるように広い共用リビングを有した単身高齢者モデル住宅の整備を進めている。また、県営住宅の建替えに当たっては、地域への波及効果も考えた上で、高齢者サービスなどを導入した団地再生事業にも取り組んでいる。さらに、IoTを利用した見守りなどにも取り組んでいる」との答弁がありました。

このほか、県内の中小企業の受注機会の拡大について、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の

報告を終わります。

少子·高齢福祉社会対策 特別委員長報告



副委員長 木 下 博 信

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査 経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・ 高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた 人材活用に関する総合的対策」でありますが、今回 は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「人口10万人当たりの医師数について、全国最下位を脱出するために、どのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「平成26年から平成30年の4年間について、全国46位の茨城県と比較すると、茨城県は増加数が444人、増加率が9%であるのに対し、本県は増加数が1,385人、増加率が12.5%であり、医師の増加数や増加率では成果が表れつつある。一方、人口を比較すると、茨城県は減少しているのに対し、本県は増加しており、10万人当たりの医師数では差が縮まっていない。しかし、近年、本県における医師の育成環境が評価され、若い医師が流入してきている状況にあるので、埼玉県総合医局機構の取組等を通じて、引き続き多くの若手医師を呼び込むなど医師の確保に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「徳島県では、『徳島県災害リーダー薬局』という認定制度を設け、災害時における県民の安全確保に取り組んでいる。本県としても参考にすべきと考えるがどうか」との質問に対し、「現在県が実施している薬剤師災害リーダーの養成については、県薬剤師会と取り組んでいる。同会とも相談をしながら、災害時の県民の安全確保の手法について研究していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、

「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告



副委員長 宇田川 幸 夫

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」でありますが、今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県内企業の後継者不在率が改善しているのは、どのような施策が影響しているのか」との質問に対し、「県では事業承継ネットワークを構築し、金融機関や士業団体、事業承継・引継ぎ支援センターなどに寄せられた相談を繋げていく取組を行うことで、事業承継の円滑化に努めている。また、後継者候補を集めてワークショップ形式で行う『事業承継塾』も開催している」との答弁がありました。

次に、「オンライン彩の国ビジネスアリーナは、これまでの展示会の実績と比べて変化はあったのか。また、今後もオンラインでの開催を継続するのか」との質問に対し、「展示会をオンライン化したことで、時間や場所の制約がなくなり来場者は1万人以上増加した。また、県外の大規模な企業との商談が成立するなどの成果もあった。今年度もオンラインでの開催を考えているが、対面の良さをどのように取り込んでいけるか検討している」との答弁がありました。

次に、「商店街の『街』という概念は、変化している。今後、路面に面している商店街だけでなく、やる気のあるグループやSNSを利用したバーチャルなモールも『街』として幅広く捉えていかなければこの先厳しいと考える。このような新たなビジネスの流れを、県はどのように考えているのか」との質問に対し、「規約の整備を前提として商店街以外の商業者グループにも補助をしている実績はあるので、そうした支援を増やしていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

危機管理·大規模災害対策 特別委員長報告



副委員長 安 藤 友 貴

危機管理・大規模災害対策特別委員会における審 査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模 災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する 総合的対策」でありますが、今回は、「消防力の強 化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「消防の広域化について、7ブロック化を 進めているようだが、進んでいないエリアに対して 県主導で何らかの取組ができないのか」との質問に 対し、「広域化に至っていない理由は市町村ごとに 様々で、広域化へのきっかけがないという現状もあ る。今後、各消防本部で指令装置の更新時期を迎え るところが多いので、これを契機に広域化を進めて いきたい。また、更新費用については、国の緊急防 災・減災事業債という地方債を活用することで財政 的負担が軽減されること等を市町村に示しながら、 広域化に向けた協議を目指していく」との答弁があ りました。

次に、「コロナ禍における救急救命士の教育訓練で、現場実習の機会が失われている状況があれば、今後大きな課題になってくると思うがどうか」との質問に対し、「昨年度は感染防止の観点から講師となる医師の確保ができず、病院実習の受入れも困難であったことから、救急救命士のスキルアップや養成という面では影響があったと考えている。しかしながら、これまで継続的に救急救命士の養成を進めてきたため、救急救命士の数に関して影響は限定的と考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



副委員長 松澤 正

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」でありますが、今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『埼玉発世界行き』奨学金を利用する方が 少ない原因として、給付額が低く留学に行けないと 感じている利用者がいると考えるが、低所得者など に向けた別の奨学金制度は検討できないか。また、 利用者の状況に応じた的確な支援のため、所得状況を把握すべきと考えるがどうか」との質問に対し、「奨学金の金額については、経済界や大学関係者も参加する運営協議会において、特別枠の設定について諮っていきたい。また、関係団体と協議し、奨学金の応募書類に利用者のバックグラウンドを任意で記入できる欄を設け、選考の際に考慮できるよう検討したい」との答弁がありました。

次に、「外国語指導助手(ALT)の配置について、外国語の習得を目的とするのであれば、コロナ禍でALTが来日できない場合など、オンラインで行えるよう整備することも重要であると考えるがどうか」との質問に対し、「実際にALTが日本人の教員と授業を行うことで、教員自身も学ぶことができるほか、生徒も教員とALTとのやり取りを聞いて学べるという利点がある。一方で、今後もコロナ禍においてALTが来日できない状況も考えられるので、どのような方法でALTを活用していくべきか課題も含め研究していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

副委員長 本 木 茂

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」でありますが、今回は、「第5波の振り返り」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を 受け、その後、質疑を行いました。 以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県庁内の食堂は、感染症対策をしっかり 講じているが、彩の国『新しい生活様式』安心宣言 飲食店プラスの認証を受けていない。飲食店プラス の認証を受けてもらう目的は、飲食店の感染症対策 についての意識を高めてもらうことと県民が安心し て飲食店を利用してもらうことだと思う。まずは、 県庁内の食堂や県有施設内の飲食店が、飲食店プラ スの認証を受け、県民に安心を与え、また、感染症 対策の意識を高めてもらうことを示す必要があると 思うがどうか」との質問に対し、「当該制度は、飲 食店を安心して利用してもらう趣旨から始めたもの である。外部の方の利用が少ない食堂については、 積極的に働き掛けておらず、協力金の対象になる飲 食店に比べて認証が進んでいない。県内の飲食店に 制度の趣旨をしっかり説明し理解していただき、飲 食店プラスの取得を広く働き掛けていきたい」との 答弁がありました。

次に、「飲食店プラスの認証業務を委託している。 条件を満たしていないのに認証された事例や満たしていない項目があったとしても、事後のチェックがない事例など、様々な意見があり、飲食店プラスの信頼性が揺らいでいると感じている。例えば認証ダブルプラスのような新たな認証制度を設けるなど、信びょう性をしっかり担保するための工夫が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「デルタ株のまん延を受けて、国でも業種別ガイドラインの見直しを呼び掛けており、技術実証や、新たな変異株等の様々なリスク分析なども進んでいく中、第三者認証制度の在り方について、本県でも検討している。提案いただいた内容をしっかり受け止め、より良い制度になるように対応したい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターの業務について、自宅療養中、県からの連絡がなく、電話も全く通じない状態になり、亡くなられる方もいる中で、多くの方が、とても不安を感じていたと思う。想定を超える患者の増加で、人員の確保が追い付かず、業務が滞ったとのことだが、一人当たりの業務量をしっかりと計算できていれば、必要な人員の把握ができたと思うがどうか」との質問に対し、「世界なり、」と思信していなができない。

「業務をしっかり履行できず多くの方に御迷惑をお 掛けした。根本的な問題の一つとして、健康観察の 対象人数を、最大何名まで受け持つことができるのかということについて、委託業者との間で認識のずれがあった。契約に数値を明記していなかったという反省点がある。今後、新たな委託業者と契約する際は、最大何名まで受け持つのかということを契約書等にしっかりと明記する」との答弁がありました。

次に、「県が設置している大規模接種センターの 予約率が一日13.2%で、当日受付を入れても約20% とのことである。現在は予約枠が埋まっていないの で、受付時間の延長や接種会場を利便性が良い場所 に移すなど、弾力的な運用により、接種センターの 利用拡大を図るべきと考えるがどうか」との質問に 対し、「受付時間は、当初、17時までであったが、 エッセンシャルワーカーを接種対象としたときに19 時まで延長した。また、22時まで受付時間の延長を 考えたが、副反応が起こった場合、救急搬送など医 療機関への搬送が必要になることから、医療機関と 相談をしたところ、深夜帯での対応が難しいとの意 見があったため、19時までにした経緯がある。また、 接種会場を利便性が良い場所に移すことについては、 接種センターは医療法上、診療所扱いになっており、 制度面との兼ね合いの検討が必要になる。しかしな がら、コストをかけて接種センターを運営している 以上、予約が埋まる利用拡大策を考えていく」との 答弁がありました。

次に、「酸素ステーションの使用病床は、9月1日と5日の両日が10床のうち6床の利用で最大であった。病床がひっ迫し、自宅療養者が非常に増えた時期であるにもかかわらず、なぜ、10床が1日も満床にならなかったのか」との質問に対し、「9月上旬に病床がひっ迫していたのは事実である。保健所において、入院基準に基づき入院を判断し、入院調整本部で一元的に入院調整を図った結果、速やかに入院が決まらなかった方で、酸素投与が必要であった方が最大6人であった」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。